第7号様式（第9条関係）
（その1）

（平成　27　年分）

収　支　報　告　書

選挙管委
'28.1.20
第 7055 号
解散

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	☑ その他の政治団体
☐ 政治資金団体	☐ その他の政治団体の支部

（ふりがな）　ふじもとゆうじこうえんかい

1　政治団体の名称　藤本ゆうじ後援会

活動区域の区分	
☐ 2以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

2　主たる事務所の所在地　静岡県静岡市駿河区南町6-16　ﾊﾟﾚ･ﾙﾈｯｻﾝｽ202-2

3　代表者の氏名　杉山　由博

4　会計責任者の氏名　後藤　正憲

資金管理団体の指定の有無	国会議員関係政治団体の区分
☐ 有	☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☑ 無	☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の種類	公職の候補者の氏名　藤本　祐司
資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類　参議院議員

資金管理団体の指定の期間	国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成　年　月　日から	平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで	平成　年　月　日まで

事務担当者の氏名　青島　武由

（電話番号）　054-280-7604

入力済

（そ の ２）

収　支　の　状　況

1 収支の総括表

		十億 百万 千 円
収入総額		0
	（前年からの繰越額）	0
	（本年の収入額）	0
支出総額		0
翌年への繰越額		0

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金額	十億 百万 千 円 0
員数	人 0

(2) 寄附		
ア 寄附（イを除く。）の区分	金額	備考
(ｱ) 個人からの寄附	十億 百万 千 円 0	
（うち特定寄附）（内書）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	0	
小計 (ｱ)+(ｲ)+(ｳ)= ア	0	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）（内書）	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合計 （ア＋イ）	0	

（その13）

3　支出項目別金額の内訳

(1)支出の総括表

項目	金額	備考
1　経常経費	十億　百万　千　円	
(1) 人件費	0	
(2) 光熱水費	0	
(3) 備品・消耗品費	0	
(4) 事務所費	0	
小計	0	経常経費の計
2　政治活動費	十億　百万　千　円	
(1) 組織活動費	0	
(2) 選挙関係費	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費（小計）	0	(3)のア～エの計
ア 機関紙誌の発行事業費	0	
イ 宣伝事業費	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	
エ その他の事業費	0	
(4) 調査研究費	0	
(5) 寄附・交付金	0	
(6) その他の経費	0	
小計	0	政治活動費の計
合計	0	経常経費と政治活動費の計

（その17）

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）若しくは貯金（普通貯金を除く。）又は郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

※有無について☑して下さい。

（その20）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

1　領収書等の写し

2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成　28年　1月　20日

政治団体の名称　：　**藤本ゆうじ後援会**

会計責任者の氏名　：　**後藤　正憲**

（解散届と併せて提出する時のみ記入）

（代表者の氏名　：　**杉山　由博**

※　「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名の場合は必ず会計責任者本人が自署すること。

※　解散届と併せて提出する収支報告書の場合は、「代表者の氏名」も記名押印又は署名することとし、署名の場合は

政治資金監査報告書

平成２８年1月１９日

藤本ゆうじ後援会
　代表　杉山　由博　殿

登録政治資金監査人　高村 純
登　録　番　号　第　６４０号
研修修了年月日　平成２１年１０月１６日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、藤本ゆうじ後援会の平成２７年に係る法第１７条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴収した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、藤本ゆうじ後援会の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書及び領収書等に係る支出目的書が保存されていた。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿に基づいて支出が計上されていない状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項４号に規定する事項について、領収書を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

３　業務制限

藤本ゆうじ後援会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。
また、藤本ゆうじ後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業員との間においても、同様である。

以　上